

監査結果公表第16 - 12号

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成16年10月28日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	高 田 寛 治
同	西 川 訓 史

記

1 定期監査
教育総務部

2 監査の結果
別紙のとおり

3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 0729 - 24 - 3896 (直通)

4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開コーナー及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村 晃義 様
八尾市議会議長 西野 正雄 様
八尾市教育委員会教育長 森 卓 様

八尾市監査委員 西浦 昭夫
同 北山 諒一
同 高田 寛治
同 西川 訓史

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成16年5月6日から平成16年9月6日まで

2 監査の対象部局

教育総務部（教育総務室・施設課・保健給食課）

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成15年度の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【教育総務室】

契約事務について

- (1) 成人式記念品の購入について、教育総務室で実施した入札が不調となった後、要求課において随意契約を締結しているが、教育委員会事務局事務分掌規則では、物品の購入は教育総務室の業務とされており、入札不調後の随意契約についても、教育総務室で行うよう改められたい。
- (2) 社会科副読本の印刷製本にかかる請負契約について、随意契約の根拠としている地方自治法施行令の適用条項は適当ではなく、また今後の契約は入札の実施を検討されたい。

【施設課】

1 文書事務について

前回（平成 12 年度）の定期監査でも指摘したところであるが、伺書で決裁日等の記入のないものが多くみられたので適正に処理されたい。

2 契約事務について

学校園施設の維持管理において、専門性や緊急性等一部にやむを得ない事由も認められるものの、公平・公正性の観点から、随意契約とされている施設維持管理業務については、競争入札の実施を、また、少額随意契約による請負業者の決定については、より均衡化を検討されたい。

【保健給食課】

1 契約事務について

- (1) 夜間学校給食用物資（パン・牛乳等）の購入については、契約書は売買契約となっているが、予算執行は委託料として支出されており、契約書の名称、内容等の変更について検討されたい。また、伺書において随意契約の理由の記載がなく、事後起案となっているので、適正に処理されたい。
- (2) 学校給食用物質の検査業務の委託契約書において、契約保証金免除の条文規定、見積書の日付の記載がないものや、伺書において随意契約の理由の記載がないものが見受けられたので適正に処理されたい。
- (3) 消防設備保守点検委託契約は年間契約としているが、事後の起案・決裁となっているので、適正に処理されたい。

2 支出事務について

支出負担行為書に見積書の添付がされていないものや、見積書の日付が支出負担行為後になっているものが見受けられたので、適正に処理されたい。

3 修理発注事務について

物品の納品書の日付が検収日の後になっているものが見受けられたので、事務処理を適正にされたい。

4 文書事務について

伺書で、決裁日、決裁区分、保存年限等の記載もれのものが見受けられたので、事務処理を適正にされたい。

5 学校給食費の未納金について

学校給食費の未納金については、学校給食会、学校園及び関係課との連携強化を図るなど、その対応策についてより積極的に検討し、解消に努められたい。